

令和2年度

事業計画書

学校法人 亜細亜学園

令和2年度事業計画について

学校法人亜細亜学園は、令和2年度事業計画を以下のとおり策定する。

1. 基本方針

本学園は、創立75周年を迎えた平成28年に、建学の使命及び建学の精神に基づき「亜細亜大学中長期計画—アジア未来マップ2025」を策定し、「多様な夢に挑み、アジアの未来に飛躍する創造的人材の育成」というミッションを実現するため、3カ年中期行動計画を作成し、その実現に取り組んできた。

また、令和元年度には、学校教育法及び私立学校法の一部改正が公布され、役員の職務と責任の明確化、経営力の強化、情報公開の充実など学校法人のガバナンス機能の強化が求められた。

この改正を踏まえ、本学は令和2年1月の臨時理事会で寄附行為変更の承認を受け、文部科学省に認可申請を行った。

令和2年度は、法令及び寄附行為の変更を踏まえ、ガバナンスの強化に努め、適切な自己点検・評価ができる体制の構築に着手する。また、18歳人口の減少に対応した学生募集体制の整備と、本学の強みである「国際交流振興」と「スポーツ振興」を更に発展させるため、以下の4項目を主な重点課題とする。

- (1) 大学のガバナンス強化
- (2) 学生募集の強化
- (3) 国際交流振興基本方針に基づく行動計画の推進
- (4) スポーツ振興施策に基づく行動計画の推進

2. 令和2年度重点項目 —重点行動施策への具体的な取り組み—

(1) 国際化施策

国際交流振興を推進するため、下記のとおり基本方針を定め、重点行動施策を着実に推進する。

[国際交流振興基本方針]

- ① 経済成長が目覚ましいASEAN諸国及びアメリカ、中国等との交流を更に発展させる。
- ② 留学前・留学後・卒業までの一貫した亜細亜大学独自のグローバル教育を推進する。
- ③ キャリア支援を含む支援体制を充実させ、外国人留学生の受入れを拡大する。
- ④ 自分とは異なる国の学生との交流を深められるより良いキャンパス環境を構築する。

[重点施策]

- ① 「Asia University Asian Studies Program (Malaysia)」5か月間プログラムへ20名以上の学生を派遣するとともに、新たに、ベトナムへのインターンシップ型留学の開設準備を行う。
- ② AUA P (亜細亜大学アメリカプログラム) の短期プログラムをパイロットで

実施する。

- ③ 入学直後から全学的にTOEIC®試験を実施する。
- ④ 留学前、留学後の英語による科目を開講する。
- ⑤ ASEAN留学生支援委員会（仮称）を設置し、「亜細亜大学ASEAN留学生ジャパンプログラム」のキャリア支援等を充実させる。
- ⑥ AUJP（亜細亜大学ジャパンプログラム）をリニューアルする。

（2）教育・研究活動施策

- ① 大学院の改善について
 - a. 「大学院の定員管理」を着実にを行うため、大学院の入学試験の見直しと教育体制を再構築する。
 - b. 学位論文審査基準や修了時に実施するアンケート等を導入することにより、学生の学習成果を適切に把握する。
 - c. 一部の研究科において、**別添のとおり**新たに策定した学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、適切に実施する。
 - d. 全研究科において、**別添のとおり**新たに策定した学生の受け入れ方針に基づき、学生募集をする。
- ② 学部において、PROG及びTOEIC®を導入することにより、学位授与方針に明示した学生の学習成果を可視化する。
- ③ 全学部の「ゼミナール活動報告書」を作成し、授業科目の整理をして、令和5年度全学部3・4年次の演習（ゼミ）必修化を実現する。
- ④ キャリア教育を充実させ、学生の就職活動を一層きめ細かく支援することにより、進路決定率90%を実現する。
- ⑤ 「偏差値より個性値」という本学の特色を活かし、現在3校との高大連携協定校を2校増やし、計5校とする。

（3）学習環境・支援施策

- ① 令和元年12月に設置した「退学率改善プロジェクト」のもと、前年度比70人削減し退学者数を140人とする。
- ② 体育会系学生の就職支援体制を強化するため、SPI（就職試験）対策講座の定着化と、体育会系学生限定の就職説明会を適時に開催する。
- ③ 奨学金の全般的な見直しを行い、学生にとって効果的な支援となる奨学金及び報奨金の給付制度を再構築する。
- ④ 障がい学生が安心して学べるキャンパスづくり及び授業の支援を行えるよう、支援体制を拡充する。
- ⑤ 文部科学省の「全国学生調査」を活用し、学生の満足度を把握する。

(4) 社会連携施策

- ① 大学の教育研究成果を社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を新たに策定する。
- ② 令和元年12月に締結した東京都市大学との大学間連携協定に基づく、教育研究の協力体制を推進する。
- ③ 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会 学生派遣プロジェクトを確実に推進し、派遣登録をしている975名の学生がプロジェクトを通じて人間的成長へ繋げられるよう、全学的に支援する。
- ④ 連携協定の武蔵野市、日の出町などで、地域の青少年に対するスポーツ指導（野球教室、マラソン教室、剣道教室など）や吹奏楽団の定期演奏会などを行い、本学と地域との共生を促進する。
- ⑤ 学生が主体的に取り組むボランティア活動（地域活性化活動、環境保全活動、防災活動など）を支援する。

(5) 大学運営施策

- ① ガバナンスの強化
 - a. 学長をリーダーとするプロジェクトチームを組成し、内部質保証体制を再構築する。
 - b. ガバナンスの観点から、「常勤理事会に関する規程」、「部長会規程」、各委員会などの規程の見直しを行い、適切に整備する。
 - c. 危機管理体制を整備する。
 - d. 教育研究活動を安定して遂行するため、新たな長期財政計画を編成する。
- ② 学生募集の強化
入試本部会のもと、18歳人口の減少を踏まえた学生募集に関する戦略的な諸計画を策定し実施する。
- ③ 事務職員の人材育成の推進
法務や財務の実務知識など、大学運営基盤の強化に資する専門スキルを習得する新たな研修を実施し、高度な人材を育成する。
- ④ 教育環境の整備・充実
学生の満足度を高めるため、武蔵野キャンパス再開発、日の出キャンパス再開発、3号館改修工事やICT教育環境整備など、キャンパス環境の整備を総合的に推進する。
- ⑤ 広報活動の強化
専門チームを組成することにより、本学の広報手段である、学園報、広報アジア、ホームページを見直し、外部広報を充実させる。

3. 人事

令和2年度の専任職員数は以下のとおりである。

教育職員							事務職員	総合計
経営学部	経済学部	法学部	国際関係学部	都市創造学部	アジア研究所	合計		
45名	22名	31名	32名	18名	5名	153名	134名	287名

(令和2年4月1日現在)

4. 財務

令和2年度予算においては、最終年度を迎える武蔵野キャンパス再開発計画、3号館改修工事、日の出キャンパス再開発計画などを推進する。

また、学生の学習成果の可視化、グローバル教育の更なる充実など、教育の質向上を図るため、新規予算(60百万円)を計上する。

教育活動収入は9,088百万円、教育活動支出は8,977百万円となり、教育活動収支差額を112百万円の収入超過とする予算を編成する。

5. 施設・設備

令和2年度の施設・設備関係(設備投資)予算は、合計1,759百万円である。教育環境の整備充実と、スポーツ振興を更に推進するため、以下の施設・設備計画を実行する。

(1) 武蔵野キャンパス再開発計画

①旧1号館解体及び跡地整備工事

事業経費：462,942千円

(内、経費支出：373,072千円)

(内、設備投資：89,870千円)

工事期間：令和元年9月～令和3年3月

②南門・7号館・5号館前敷地整備工事

事業経費：115,516千円

(内、経費支出：5,326千円)

(内、設備投資：110,190千円)

工事期間：令和2年5月～9月

(2) 3号館改修工事

3号館講堂の耐震天井改修工事と、これに伴う附帯設備更新並びに修繕工事

事業経費：382,822千円

(内、経費支出：67,200千円)

(内、設備投資：315,622千円)

工事期間：令和2年11月～令和4年3月

(3) 日の出キャンパス再開発計画

硬式野球部寮建築工事

事業経費：1, 148, 600千円

(内、経費支出：27, 930千円)

(内、設備投資：1, 120, 670千円)

工事期間：令和2年6月～令和3年3月

(4) キャンパス環境の整備

女性用トイレにパウダーコーナーを新設し、ウォシュレット付洋便器へのリニューアル工事を推進することにより、快適なキャンパス環境を整備する。

2号館1階トイレ改修工事

事業経費：44, 968千円（設備投資）

工事期間：令和3年2月～3月

以 上

別添資料

亜細亜大学大学院の3つのポリシー

亜細亜大学大学院の三つの方針（ポリシー）

令和2年4月1日公表

アジア・国際経営戦略研究科

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

アジア・国際経営戦略研究科（以下「本研究科」という。）は、本学の課程を修め、必要な条件を充足し、かつ所定の単位数を修得したうえで、学習成果として作成した、博士前期課程にあつては修士論文又は研究報告書、博士後期課程にあつては博士論文の審査に合格した学生のうち、日本及びアジア・中国のビジネス社会に貢献する、次のような能力・資質を備えた人物に学位を授与します。

（博士前期課程）

1. 日本及びアジア・中国で展開されるビジネスを理解するための、経営学及び周辺諸科学の知識・技術を修得し、これを活用した事業活動をリードすることができる。
2. グローバルな視点でアジア諸地域の民族、文化、社会を学び、多様な価値観を認識できる。
3. 日本及びアジア・中国のビジネス社会におけるアジア諸地域の人々の自律と協働の促進に貢献する事業活動を展開することができる。
4. 日本とアジア・中国で展開されるビジネス社会における自らの目標を定め、目標の達成に向けたキャリアの形成を生涯にわたって追求できる。

（博士後期課程）

1. 日本及びアジア・中国で展開されるビジネスを理解するための、経営学及び周辺諸科学の知識・技術を研究し、これを活用した事業活動に関する高度な知識体系を構築できる。
2. グローバルな視点でアジア諸地域の民族、文化、社会を学び、多様な価値観を認識した研究ができる。
3. 日本及びアジア・中国のビジネス社会におけるアジア諸地域の人々の自律と協働の促進に貢献する事業活動に関する高度な知識体系を構築できる。
4. 日本とアジア・中国で展開されるビジネス社会における自らの目標を定め、目標の達成に向けたキャリアの形成を生涯にわたって追求できる。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

本研究科は、ディプロマ・ポリシーに挙げた知識・技能・態度を修得させるために、以下のような内容、方法の方針に基づき、教育課程を編成します。

（博士前期課程）

<教育内容>

1. アジア・中国ビジネスを理解するための知識を、経営学及びその周辺領域の授業科目で学び、研究成果をまとめる機会を提供する。
2. アジア諸地域の民族、文化、社会を学び、多様な価値観を認識し、そこでのビジネスに貢献するため、必要となる言語学習（日本語、中国語）を含む、授業科目を配置する。
3. アジア・中国ビジネスを学ぶ実際の・協働的な演習科目を配置する。
4. キャリア開発に関する基本的な考え方を理解させ、実践的な能力を身につけるための授業科目を配置する。
5. 研究活動に必要な技能を修得するための授業科目を配置する。

<教育方法>

1. アジア・中国ビジネスに関する学生の主体的な学びを促すように、能動的な学習方法を工夫する。
2. 研究成果をまとめるための演習科目では、学生一人ひとりの研究進捗状況に応じた

きめ細かな指導を行うとともに、学生相互の触発を可能にする演習方法を工夫する。

3. 博士前期課程2年次には、アジア・中国ビジネスに関する研究成果に関するフィールドワークを行うため、海外の日本企業を中心とした企業の見学や経営者の考えを聞く機会として現地研修を実施する。
4. 現地研修に合わせた、異なる専門領域の学生で構成される共同研究を行う機会を提供する。
5. 自らのキャリアを体験的に形成することを助けるための教育方法を工夫する。

(博士後期課程)

<教育内容>

1. アジア・中国ビジネスを理解するための知識を獲得する機会を提供する。
2. アジア諸地域の民族、文化、社会を体験する機会を提供する。
3. アジア・中国ビジネスを実践的に学ぶ機会を提供する。
4. 博士論文作成に当たっては、複数の教員による多角的な指導を受ける機会を提供する。

<教育方法>

1. 実務家の行う講演などの聴講を通じた実態把握のための指導を行う。
2. 各学生の研究に関連したアジア諸地域をフィールドワークすることを指導する。
3. アジア・中国において展開する企業での実体験を指導する。
4. 主たる指導教員による研究指導に加え、関連分野の教員による指導を行う。

学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）

本研究科は、ディプロマ・ポリシーに示した知識・技能・態度を持つ人材を育成するために、次に掲げる人材を求めます。なお、知識・技能・態度は、筆記試験、面接試験、書類審査を適切に組み合わせで評価します。

(博士前期課程)

1. 本研究科での修学に必要な、日本とアジア・中国の間のビジネス社会を理解するために求められる知識・技能を、大学等の教育課程において修得している。
2. アジア・中国ビジネスに関する問題を自ら認識し、自ら考察し、研究成果を発表できると共に、自ら問題解決に活かしたいという意欲がある。
3. 博士前期課程の修学期間において、アジア・中国ビジネスの実践に関する自らの知識・技能を深め、キャリアを向上させる強い意欲と明確な目的意識を持つ。
4. アジア・中国ビジネスの背景となる社会・文化に強い関心を持ち、それを担う多様な価値観を持つ人々と積極的に協働すると共に、異なる意見を結び付ける革新性を持つ。
5. 本研究科で学ぶ知識・技能・態度・体験を、アジア・中国ビジネスで実践する強い意欲がある。

(博士後期課程)

1. 本研究科での修学に必要な、日本とアジア・中国の間のビジネス社会に関する高度な知識体系の構築に関連する知識・技能を、修士学位等の課程で修得している。
2. アジア・中国ビジネスに関する問題を自ら認識し、自ら考察し、研究成果を発表できると共に、当該領域の知識体系の構築に寄与したいという強い意欲がある。
3. 博士後期課程の修学期間において、アジア・中国ビジネスの知識体系構築に関する自らの知識・技能の高度化を目指し、キャリアを切り拓く意欲と確固たる目的意識を持つ。
4. アジア・中国ビジネスの背景となる社会・文化に強い関心を持ち、それを担う人々の多様な価値観に対する深い洞察に基づいて、新たな知識に対する探求心を持つ。
5. 本研究科での研究により獲得する知識・技能・態度・体験を、アジア・中国ビジネスの理解や実践に活かす目標を有する。

経済学研究科

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

経済学研究科（以下「本研究科」という。）は、厳格な成績評価のもと、本研究科の課程を修め、所定の単位を修得し、それらを前提とした修士論文又は博士論文の審査に合格した学生のうち、次のような能力・資質を備えた人物に学位を授与します。

（博士前期課程）

1. 複雑化する経済社会を理解し、分析するために必要な経済学の専門知識とツールを身につけている。
2. グローバルな視点を含めて様々な視点から経済社会を総合的に理解し、アジアを始めとする国際社会の一員として、直面する高度で複雑な課題に積極的に取り組む能力を身につけている。

（博士後期課程）

1. 研究者や高度職業専門人として活動するために必要な高度な経済学の専門知識と分析ツールを身につけている。
2. 変化の激しい社会経済において、自分の目標を定め、その達成に向けたキャリアを生涯にわたり形成し続ける能力を有している。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

経済学研究科は、ディプロマ・ポリシーに掲げた知識・技能・態度を修得させるために、次の内容と方法に基づき、教育課程を編成します。

（博士前期課程）

<教育内容>

1. 高度で複雑化する経済社会の理解のために、「理論・歴史」部門並びに「政策・応用」部門の主に2部門を置き、それぞれに必要な科目を配置する。
2. グローバルな視点を含めて様々な視点から経済社会を理解するために、「国際・地域経済」部門、「外国文献・特講」部門の2部門を置き、それぞれに必要な科目を配置する。
3. 授業を通じて、国際社会の一員として、留学生や社会人等の多様な学生と協力しつつ、直面する高度で複雑な課題に取り組む能力を修得させる。

<教育方法>

1. 高度で複雑化する経済社会の理解に必要な知識の修得並びにグローバルな視点を含めて様々な視点からの経済社会の理解に必要な知識の修得のために、それぞれの部門の授業科目において、事前に課題を与えることにより、主体的な学びを促す教育方法を工夫する。
2. 税理士等を目指す租税分野については、他研究科等と連携して、高度専門職に対する知識と理解を深め、自らキャリア形成に向けた学修ができるよう工夫する。

（博士後期課程）

<教育内容>

1. 研究者や高度職業専門人として活動するために必要な高度な経済学の専門知識と分析ツールを身につけるために、「理論・歴史」部門、「政策・応用」部門並びに「国際・地域経済」部門を置き、それぞれに特殊研究科目を配置する。
2. 主に演習科目を通じて、高度専門職に従事する等の目標を定め、その達成に向けたキャリアの形成を行う。

<教育方法>

1. 学位論文作成のための演習科目は、すべて学生個人に対する研究テーマごとの個別指導であり、論文の書き方やマナー等も含め、きめ細かな指導を行う。
2. 学内外の研究会等へ学生の参加を促し、最新の経済問題に対する高度に理解を深め、また自らそこに発信できるよう促す。

学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）

経済学研究科は、ディプロマ・ポリシーで掲げた知識・技能・態度を有する人材を育成するために、筆記試験、面接試問、書類審査などで評価することにより、学位論文の作成意欲を持つ、次に掲げる人材を求めます。

（博士前期課程）

1. 本研究科の教育内容が理解できるように、大学等の教育課程において、基礎的な知識・技能を修得している。
2. 多様な学生を確保するために、社会人経験を有する者に配慮する。
3. 本研究科で修得する知識・能力・態度・経験を経済・国際社会のために活かしたいという意欲がある。

（博士後期課程）

1. 本研究科において論文を執筆するために必要な専門知識と分析ツールを身につけている。
2. 研究者や高度職業専門人として経済・国際社会において活躍する意欲がある。

法学研究科

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

法学研究科（以下「本研究科」という。）は、多様化する法学の諸分野を対象に専門的学術を研究し教授することによって、研究者、高度専門職業人及び高度の法的教養を身につけて広く諸国で活躍する人材を育成することを目的とします。本研究科は、学則及び学位規則に基づき課程を修了した者にそれぞれの学位を授与します。

1. 博士前期（修士）課程では、本研究科の所定の必要単位を修得し、指導教授の指導のもと研究を進めて論文審査に合格した者に対して、修士（法学）の学位を授与します。
 - (1) 研究者や高度職業専門人として活動するために必要となる専門知識を有している。
 - (2) 資料・情報を収集・分析して、法学に関する問題点を抽出することができる。
 - (3) 現代社会において生起する諸問題について、法学的な視点から分析・検討して対応することができる。
2. 博士後期（博士）課程では、本研究科の所定の必要単位を修得し、指導教授の指導のもと研究を進めて論文審査に合格した者に対して、博士（法学）の学位を授与します。
 - (1) 主体的に研究テーマを定めて、独創的な視点に基づいて研究を計画的に進める能力を持っている。
 - (2) 研究者としての高度な専門知識及び自らの専門分野において独創的な理論を有している。
 - (3) 専門分野における深い学識に基づいて高度かつ独創的な研究活動を行い、その成果を人材育成に役立てることができる。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

本研究科は、法律と政治の諸分野を専門的に研究し高度の法学的学識を有する研究者や専門的職業人を養成するという目的に立って、大学院生の法学能力の向上と、修士並びに博士の学位取得を目指す教育課程を編成し実施します。このため高度に専門的学識を有する法学研究科教授陣の研究並びに指導力の充実を図るとともに、大学院生の研究上不可欠な基礎的教養並びに学識の向上を目的とした教育課程を編成して実施します。特定の目的を持って研究する社会人や留学生に対しては、その多様性に応じた細やかな教育課程の編成と指導の充実を目指します。大学院生は、自身の進路・目的に合った科目をバランスよく履修することで、高度の法学的学識を獲得し、各自の専門分野において必要な知識・問題分析能力・問題解決能力などを養います。

<教育内容>

1. 将来研究者や専門的職業人として活躍する人材を養成するため、「公法・政治学」、「刑事法」、「民事法」、「基礎法学」、「原典研究」、「関連」の各部門において必要な科目を設置する。
2. 高度の法学的学識を獲得するための前提となる基礎的教養を養うための科目として、「法制史特別講義」、「外国法特殊講義」などの科目を設置する。
3. 税理士などの法律専門職を志望する大学院生が必要な法的知識を獲得するための科目として、「租税法特別講義」、「租税法特別演習」、「租税法特殊講義」、「民法特別講義」などの科目を設置する。
4. 公務員を志望する大学院生が必要な法的知識を獲得するための科目として、「憲法特別講義」、「行政法特別講義」、「行政学特別演習」、「経済学特殊講義」などの科目を設置する。
5. 企業人を志望する大学院生が必要な法的知識を獲得するための科目として、「商法特別講義」、「商法特別演習」、「商法特殊講義」などの科目を設置する。

6. 博士後期課程については、将来研究者を志望する大学院生が学位取得を目指し専門分野の学習を深化させる場であるため、各分野において「特殊研究」という科目を設置する。

＜教育方法＞

1. 博士前期課程においては、指導教授の「演習」8単位のほか、他部門科目の「講義」4単位、選択科目として「演習」以外の20単位を履修することで、各自の専門分野に関する知識・理解を深め、関連分野の幅広い学識を授ける。
2. 修士の学位取得に向けては、課程に相応した研究水準への到達と学位取得に向けた道標とすべく、「修士論文等中間発表会」を開催する。
3. 博士後期課程においては、指導教授の「特殊研究」12単位を履修し、指導教授のほか、副指導教授2名が研究指導を行う。
4. 博士後期課程在学者を対象として、当該年度の研究課題・研究方針を明らかにして、博士論文執筆に向けた道標とすべく、「博士後期課程研究報告会」を開催する。
5. 博士の学位取得に向けては、課程に相応した研究水準への到達と学位取得に向けた道標とすべく、「博士論文提出予定者報告会」を開催する。

学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）

本研究科は、亜細亜大学の建学の精神と独創性を活かして全学的な研究教育環境のもと、広い学識と法学に関する高度な専門的知識をもって国際社会で活躍し、日本及びアジアと世界に貢献する人材を育成します。大学卒業後も更に法律と政治を学ぼうとする勉学意欲の高い学生及び社会人を、本学並びに他大学やアジア諸国から広く迎え入れます。この目的を達成するため、ある特定の分野で能力を高めたいと努力を惜しまない人、日本の法律や政治を学んで自国の法制度に活かしたいとする外国人留学生なども受け入れることとして、適切に築き上げられた入学者選抜制度を運用します。本研究科が求める人物像は、以下のとおりです。

（博士前期課程）

1. 本研究科の教育内容が理解できるように、法律学に関する基礎的な学力を修得している。
2. 大学教員などの研究者を志望している。
3. 税理士などの法律専門職を志望している。
4. 国家公務員（総合職、一般職、専門職）、地方公務員（都道府県、政令指定都市）を志望している。
5. 法学に関する高度な専門知識を有する企業人として活躍することを志望している。
6. 留学生として、日本の法制度に関する広く深い専門知識を身につけて、日本及びアジアで活躍することを志望している。
7. （一般試験）法律学に関する基礎的な知識を有しており、設問を分析・検討し、その解答を的確に表現する能力を身につけている。
8. （推薦試験）本学各学部の成績・授業態度が優秀であり、法律学を専門的に学習することに強い意欲を有している。
9. （社会人試験）法律学に関する基礎的な知識を有しており、社会人経験を踏まえて設問を考察し、自らの考えを論理的に表現する能力を身につけている。
10. （留学生試験）法律学に関する基礎的な知識を有しており、設問に対する解答を適切に表現する能力を身につけている。

（博士後期課程）

1. 大学教員などの研究者を志望している。
2. 法学に関する極めて高度な専門知識を有する職業人として活躍することを志望している。